

令和5年高島市農業委員会第6回総会議事録

- 1 開催日時 令和5年6月9日（金）
午後1時30分から午後3時20分まで
- 2 開催場所 高島市役所 新館3階 会議室 9・10
- 3 出席委員（17人）

会長	6番 中田正敏
副会長	9番 地村満信
	1番 左崎 泉
	2番 松村茂與門
	3番 水口 淳
	4番 高木敏一
	5番 采野 哲
	7番 前川高康
	8番 岡本義治
	11番 西澤恵美子
	12番 日置克己
	13番 高城伸司
	14番 山田善嗣
	15番 萬木喜代次
	16番 小島 明
	18番 東村定典（議事録署名委員）
	19番 河原林幸和（議事録署名委員）
- 4 欠席委員（2人）

10番 中川幸雄
17番 足立哲夫
- 5 遅参した委員 なし
- 6 傍聴人の数 なし
- 7 次第
 1. 開会
 2. 高島市農業委員憲章唱和（省略）
 3. 会長挨拶
 4. 議事日程

第 1	議事録署名委員の指名
第 2	報告事項

 - 第1 令和5年度高島地域農業センター運営委員会について
 - 第2 令和5年度全国農業委員会会長大会について

第3 令和5年度第2回高島市農産ブランド認証委員会について

- 第3 報告第12号 農地の転用事実に関する照会について
- 第4 議案第31号 農地買受適格証明願について
- 第5 議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第6 議案第33号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第7 議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第8 議案第35号 高島市農用地利用集積計画の決定について
- 第9 議案第36号 農用地利用集積等促進計画（高島市）について
- 第10 議案第37号 農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて
- 第11 議案第38号 高島農業振興地域整備計画の変更協議につき意見を求めることについて

5. 連絡事項

(1) 令和5年第7回総会について

- ・日時 令和5年7月10日（月） 午後1時30分
- ・場所 高島市役所新館 3階 会議室9・10

8 会議に出席した職員

農林水産部農業政策課	主任	小島 慎也
	主任	大辻加奈子
	主任	飯田 浩一
	主事	南村 悠斗

9 会議に出席した事務局職員

農業委員会事務局	局次長	伊庭 久美
	参事	青谷 和夫
	参事	前河 康史

10 会議の概要 次のとおり

事務局	皆様こんにちは。皆様には何かとご多用の中、ご参集いただき有難うございます。令和5年第6回高島市農業委員会総会の開会をお願いいたします。本日は、17名の委員にご出席を賜っており、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により在任委員の過半数以上であり、本総会が成立いたしますのでご報告いたします。なお、欠席の委員は、10番 中川委員、17番 足立委員です。 続きまして、総会開会前の連絡事項を申し上げます。本日の案件は、報告事項3件、報告案件6件、農地法に基づく許可等案件として、証明願に
-----	---

	ついて1件、第3条案件7件、第4条案件4件、第5条案件4件、市長部局からの案件として「高島市農用地利用集積計画案件」2件、農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正による新たな制度として「農用地利用集積等促進計画案件」63件、「農業経営改善計画認定案件」2件、「農業振興地域整備計画の変更協議案件」3件、以上95件につきましてご審議いただくことになっておりますが、本日の総会では引き続き感染症対策の観点から、農業委員会憲章の唱和および議案朗読を省略させていただきます。また議案説明につきましてもできる限り短縮をさせていただきますので、各委員におかれましてもスムーズな議事進行にご協力いただきますようお願いいたします。 次に、議事参与の制限についてお願いいたします。本日、審議をいただきます議事日程第9、議案第36号「農用地利用集積等促進計画（高島市）の作成について」は、■番 ■■■■■■■■■■に退席を求め、他の案件と切り離して審議、採決をいただくこととなりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。 次に、皆様のお手元に「令和5年第6回高島市農業委員会総会参考資料」「令和4年度農業施策等に関する意見書に対する高島市の取組について」を配付させていただいております。ご確認をお願いいたします。 なお、参考資料につきましては、個人情報が含まれているものにつきましては回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。 申し遅れましたが、本日、事務局長の中川は、農林水産部の業務に関連する議会对応のため欠席させていただいております。 それでは、総会の開会に際し、中田会長にご挨拶をお願いします。 《会長挨拶》
事務局	これより後の総会の議事進行につきましては、高島市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、中田会長をお願いいたします。
会長	それではこれより、令和5年第6回高島市農業委員会総会を開会させていただきます。
会長	本日の議事日程に従い、会議を進めます。 日程第1「議事録署名委員の指名」につきましては、私の方から指名をさせていただきます。本日の総会の議事録署名委員には、18番 東村定典委員、19番 河原林幸和委員お二方を指名いたします。よろしくお願い申し

会長	上げます。 次に、日程第２「報告事項」を議題とさせていただきます。 まず第１に「令和５年度高島地域農業センター運営委員会」につきまして、出席をさせていただきましたので、私の方から報告をさせていただきます。
会長	５月１８日に第４７年次令和５年度運営委員会が開催されました。協議事項につきましては、農業センターの役員および監査委員の選任について、これにつきましては原案のとおり可決をするというようなことでさせていただきました。それから、第２号議案、令和４年度事業報告および収支決算の承認につきましても原案のとおり承認させていただきました。第３号議案の令和５年度事業計画および収支予算の承認につきましても原案のとおりということでございます。また第４号議案の令和５年度負担金の納入方法、納入時期の承認についてにつきましても、例年と変わらずということでございましたので、原案のとおり承認されたところであります。また、同意議案の第１号として、令和５年度事務局長、事務局次長および統括指導官任命の同意について、これにつきましても、それぞれの所属のところの代表でございますので、そちらの方で原案のとおり承認をされたというところでございます。まず、事業報告につきましては、農業振興大会とか連絡調整会議、それから農政情報対策、農業振興対策、その中で水田農業対策と野菜等園芸作物対策、ＪＡ営農指導強化対策、高島市産業連絡推進協議会との連携というのが、これは商工会とか物産協会との連携の仕事ということでございまして、それぞれ開催をされた日時、招集した人員等、またその内容等につきまして、それぞれ報告をされたところでございますので、これにつきましても原案のとおり承認を、先ほど申し上げましたようにさせていただいたところでございます。また令和５年の計画につきましても、概ね令和の計画に沿ったようなものであるということでございましたので、農業センターの役割としては、そういった状況かなということで、それぞれ承認をされました。また予算の方でございますけれども、概ねこれも先ほど申し上げましたとおりでございますけれども、収入の合計額といたしましては本年度予算が１，４８３万５，０００円でございます。そしてまた支出につきましても同額というふうなことで計画をされております。一番大きなところでは農業振興大会経費が６０万とか、それから情報対策費ということで「愛菜カレンダー」をつくるのが１５０万、担い手育成対策ということで、農業体験型婚活イベントと青色申告説明会に９０

会長	万の予算措置をしているということでございます。あとは、近江米振興事業ということで、近江米推進協議会の方からの補助がございますので、それに見合ったものをするということで、良質米づくりの研修会とか農業振興大会、種子更新の申込書、穀粒選別器のメンテナンス等々で193万6000円というふうなところであります。また、野菜等園芸作物対策費として152万計上がされておりますが、これにつきましては、たかしま野菜振興推進対策ワーキング会議、直売所出荷組合員等の研修会それからたかしま野菜園芸塾ということで、年間通じてやっておりますので、これらの経費に充てるといふようなところであります。以上が大雑把な説明で恐縮でございますけれども、例年あまり変わらないような状況で計上されたというところでございますので、ひとつお含みをいただきたいなというふうに思っております。報告につきましては大変簡単で申し訳ございませんが以上でございます。 それでは、このことにつきまして、何かご意見とかご質問ございましたらご発言いただきたいと思います。何かございませんか。 (質疑・意見なし) それでは、ご意見もないようでございますので、次に、第2といたしまして「令和5年度全国農業委員会会長大会について」このことにつきましても出席させていただきましたので、報告をさせていただきます。 開催期日につきましては令和5年5月30日に、東京文京シビックホールで開催をされました。内容等につきましては、先ほどご挨拶の中で少しふれさせていただきましたような内容でございます。まず大会の議案といたしましては、政策提案決議ということで、食料安定保障の確立に向けた持続的な農業・農村をつくるための政策提案ということで、これは今、食料農業農村基本法の改正に向けた国会討議が始まっているという中でございますので、このことにつきまして、農業委員会としての政策提案をさせていただいたところであります。第2号議案につきましては、地域の農地を活かし持続的可能な農業・農村を作る全国運動を推進するための申し合わせ決議、というふうなことで、これはここ数年間、この全国運動につきまして提唱をさせていただいて議決をしているというところであります。それから第3号議案につきましては、情報提供活動の一層の強化に関する申し合わせ決議というふうなことで、全国それぞれの農業委員会の中で農業委員会だより等を市民等に配布をしているというふうなところがございます。私ども高島市農業委員会では実施をしておりますが、栗東と
-----------	--

	か彦根等々ではやっているというようなことで、できるだけそういった農業委員会の活動状況等を皆様方にご理解をいただくようなそういうふうな運動をしていこうということでございます。それともう一点は、しっかりと活動記録簿をつくっていただいて、活動のみえる化をしていこうというふうな内容の申し合わせ決議でございます。それと第4号議案につきましては、全国農業委員会会長大会実行運営計画と、これにつきましては当日のどういうふうなことをしていくというようなことで、代表をされました各県の農業会議の会長の方が構成メンバーとなって取り組みをしているというようなことでございます。その中でいろいろとございましたが、先ほども申し上げました営農型太陽光発電施設に関する制度措置、再エネ発電施設の廃棄費用の外部積み立て等により、迅速かつ適切に廃棄が行われるような措置をなさいたいというようなことで、耐用年数が過ぎたら利益がないのでそのまま放置するということを防止するためのひとつの措置をしてほしいということでございました。それからもうひとつは、農地の確保と効率および適正利用というところでございますけれども、守るべき農地の考え方の共有というふうなことで、地域計画と活性化計画の一体的な検討を推進することによって、農地の確保、利用に向けた守るべき農地について、国、都道府県、市町村の考え方の共有を図ること、その際、食料生産の場としての農地を基本としつつ主要作物、バイオマス関連作物等の生産の場や保全管理まで幅広く農地の確保・利用をとらえることが重要であると、その辺のところをやっていただきたいということで、意見具申をさせていただいたということでございます。そういった内容のことを、いくつもございますので、全てはご報告しきれませんが、そういった内容で大会が開かれて、そのことを踏まえた中で、各都道府県出身の国会議員の方に陳情に行ったということの顛末でございます。以上で報告に代えさせていただきたいと思います。
会長	このことにつきまして、何かご意見、ご質問はございましたら、ご発言いただきたいと思います。 (質疑・意見なし)
会長	よろしゅうございますか、それでは、次に第3「令和5年度第2回高島市農産ブランド認証委員会について」出席をいただきました采野委員から報告をお願いいたします。

采野委員	5 番采野です。お手元に配付されております右上に資料 1 と書いてある資料を見てください。令和 5 年度第 2 回農産ブランド認証委員会が先月の 24 日、高島市役所本館 1 階の会議室 2 で開かれました。申請されたものについてはランク 1 が個人 4 名、19 件、17 品目、ランク 2 が個人 1 名、1 件の 1 品目となっております。詳細につきましては、裏面に記載されてあるとおりになっておりますので、またご覧ください。第 2 回の農産ブランド認証委員会で一点委員さんから指摘があったのが、特にランク 1 の生産者の方が肥料として自家製のボカシ肥料を作っておられる方がとても多かったんですけれども、申請書類の中にボカシ肥料の原材料が書かれていない方が多くて、一体何が原料となってボカシ肥料が作成されているのかわからないと、これが本当にランク 1 として認めてもいいものかというところが、ちょっと曖昧であるということのご指摘がありました。そのことについては、ブランド認証委員会の事務局が今後しっかりと注意して申請が出てきたときに審査するということになっております。それぞれの申請につきまして、議論した結果、すべて認証すべきものとされましたので、ここにご報告いたします。以上です。
会長	それでは本件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	ご意見ないようでございますので、以上を持ちまして、日程第 2「報告事項」を終わりとさせていただきます。
会長	次に、日程第 3 報告第 12 号「農地の転用事実に関する照会について」を議題といたします。事務局から説明いたします。
事務局	2 ページをお開きください。報告第 12 号農地の転用事実に関する照会について。本案件は、前回総会以降に大津地方法務局高島出張所から照会がありました番号 1 から番号 6 について、事務局で現地調査し、既に農地でない状況であったことを確認した後、非農地の旨を会長専決規程により回答しましたのでご報告いたします。以上でございます。
会長	それではこの件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)

会長	ご意見ないようでございますので、以上で日程第3「報告第12号」を終わりとさせていただきます。 ここでちょっと、先ほど申し上げるべきでございましたが、失礼して申し訳ございません。先の総会で松村委員からご提案ございました3条の下限面積の廃止とそれに伴います三年三作の制限なしというふうなことにつきまして、県の農業会議が先月19日にございましたので、そのことにつきまして、滋賀県全体として下限面積と担い手の農地集積、集約についてどう考えているのかということと、それからもう一点は青地と白地の関係でございますけれども、地域によってはすべてが青地というふうなことで、その条件がまちまちやということもございますので、ある一定の要件を整えたものについては青地から白地に変えることも有効ではないのかというふうなことで、滋賀県としてどういう方向性を持つのか、統一をした考え方を持っていただきたいというふうなことで申し上げてまいりました。答えには、まだちょっとすぐには出ませんけれども、十分検討させていただいて、滋賀県全体としてどう取り組んでいくのかというふうな方向付けを示していきたいというようなことで、私はいろんなケースがありますので、Q&A的なものを作ってほしいということと、地域計画の中でこの取り扱いをどうするんかというふうなことにつきましても、しっかりと取りまとめをいただきたいというふうなことで申し上げましたので、また答え等が県のほうからございましたら、ご報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。
会長	それでは次第に戻らせていただきまして、次に、日程第4 議案第31号「農地買受適格証明願について」を議題といたします。事務局および担当いただきました農業委員からの説明をお願いします。
事務局	議案説明の前に、農地買受適格証明についてご説明いたします。 本日お配りしております参考資料の資料2と右肩に書いたものをご覧くださいと思います。本件につきましては、大津地方裁判所において、民事執行法に基づく農地の競売の入札が、令和5年7月11日から7月18日まで実施されます。 この競売に参加するには、農業委員会が交付する「農地買受適格証明書」の提出が条件であることから、農地法第3条の許可申請があった場合と同様の審議を、本日よりするものです。 資料2でございますが、基本的な考え方として、競売等の買受適格証明

	書は法的な根拠はなく、裁判所に対し農業委員会が行うサービス行為となり、法に照らし合理的な理由がなければ、特定の人や法人によって証明書の発行を断ることができないものとなっております。手続きの流れとしましては、2パターンございます。1つ目が、入札期間が総会開催日以後の場合でございます。申請者より証明願が提出され、総会で審議ののち適格証明書を発行します。その後、落札者より落札決定通知等の書類を添付し農業委員会へ提出があり、農地法第3条許可を専決し、次回総会で報告するという流れです。2つ目が、入札期間が総会開催日前の場合です。申請者より証明願が提出され、専決処分により適格証明書を発行します。その後、落札者より落札決定通知等の書類を添付し農業委員会へ提出があり、総会で農地法第3条許可を議決するという流れです。 今回、入札期間が、令和5年7月11日から令和5年7月18日までとなっており、今回は入札期間が総会開催日以後の場合の対応となりますので、落札後、会長の専決により農地法第3条の許可書を交付することとなります。それでは、議案説明に入らせていただきます。4ページをご覧ください。 議案第31号「農地買受適格証明願について」。5ページをお開きください。1、農地法3条関係。番号1。申請位置図等は、報告議事案件資料集の1ページから3ページをござらんください。願出者は農地所有適格法人であり、経営面積は1,771.1アールです。農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、この競売財産をはじめ、耕作する権限のある農地すべてを効率的に利用し耕作を行うと認められ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
日置委員	12番 日置でございます。ただ今説明のあったとおりですが、[REDACTED]さんは、地域で担い手とか不足してきて、荒れている田んぼをかなり所有されて協力的にすすめておられて、非常に我々も感謝しているところでございます。ご審議どうぞよろしくお願いします。
会長	これより、議案第31号「農地買受適格証明願について」審議に入ります。本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見がなければ)
会長	ご意見もないようでございますので、これより、議案第31号「農地買受適格証明願について」採決を行います。本件について、願出のとおり承認

	することに、賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、議案第31号「農地買受適格証明願について」は、願出のとおり証明書を交付することに決定をいたしました。
会長	次に、日程第4議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局および担当いただきました農業委員からそれぞれ説明をお願いいたします。
事務局	6ページをお開きください。高島市農委議案第32号「農地法 第3条の規定による許可申請について」7ページをご覧ください。番号1。申請位置図等は、報告・議事案件資料集3ページから5ページをご参照ください。 申請地は、譲渡人がブルーベリー栽培を計画していましたが、出入口の確保ができず耕作するのが難しいため、農業の規模拡大を行う上で所有地に近く便利がよい譲受人との間で話がまとまり、所有権移転するものです。 譲受人世帯における農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
地村委員	9番 地村です。ただ今の事務局の説明どおりでございます。現地を確認しました。問題ないと判断をいたします。ご審議よろしくをお願いします。
事務局	番号2。申請位置図等は、報告・議事案件資料集5ページから7ページをご参照ください。 申請地は、進入路がなく、譲受人宅の敷地を通らないと入れないことから、譲受人が家庭菜園として利用したいと購入を希望され、売買により所有権移転するものです。譲受人世帯における農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
地村委員	9番地村です。ただ今の事務局の説明どおりでございます。譲受人、経営面積0でございますけども、7ページの写真ありますように畑としてやっていきたいという意欲でございました。よろしくご審議をお願いします。

事務局	番号３。申請位置図等は、報告・議事案件資料集７ページから１１ページをご参照ください。 申請地は、譲渡人において、高齢のため耕作することが難しいため、子である譲受人に贈与により所有権を移転するものです。譲受人世帯における農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。 以上でございます。
地村委員	９番地村です。ただ今の事務局の説明どおりでございます。贈与ということで現地を確認し問題ないと判断をいたします。よろしくご審議をお願いします。
事務局	番号４。申請位置図等は、報告・議事案件資料集１１ページから１３ページをご参照ください。申請地は、譲受人においてこのたび購入する居宅に近く、家庭菜園として利用するため、売買により所有権移転するものです。申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
高城委員	１３番高城でございます。ただ今、事務局の説明のとおりでございます。現在畑として利用されておりますのでなんら問題がないというふうに思いますので、よろしくお願いします。
事務局	番号５。申請位置図等は、報告・議事案件資料集１３ページから１５ページをご参照ください。申請地は、譲渡人において高齢になり農業を続けることが難しくなったため、住居に近く営農するうえで便利がよい譲受人に、売買により所有権移転するものです。農機具はリースで確保し、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。なお、農地は割田となっておりますが隣接する田も現在、譲受人が耕作されています。以上でございます。
萬木委員	１５番萬木です。現地の確認も実施し、ちょっと形状というか高さが違ったもので、先にならしをされてから一枚の田んぼで利用されております。なんの問題もないかなと思いますので、ご審議よろしくお願いします。
事務局	番号６。申請位置図等は、報告・議事案件資料集１５ページから１７ページをご参照ください。申請地は譲受人において、所有する農地を増やし

	たいため親から子へ贈与により所有権を移転するものです。 譲受人世帯における農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
小島委員	16番小島です。ただ今事務局の説明のあったとおり、親子での贈与ということで、現地も確認いたしましたが無問題だと判断しました。よろしくご審議願います。
事務局	番号7。申請位置図等は、報告・議事案件資料集17ページから19ページをご参照ください。申請地は、譲渡人において高齢のため耕作することが難しいため、居住地に近く農業の規模拡大を行う上で便利がよい譲受人との間で話がまとまり、売買により所有権移転するものです。譲受人世帯における農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。なお、農地は割田となっておりますが、隣接する田も現在、譲受人が耕作されています。以上でございます。
小島委員	16番小島です。ただ今の事務局の説明のとおりでありまして、現地も確認いたしましたが無問題だと判断しました。よろしくご審議願います。
会長	それでは、以上で説明が終わりました。これより、議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」「所有権の移転」番号1から番号7の案件について審議を行います。本件について、ご意見、ご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	よろしいですか、それではご意見ないようでございますので、これより、採決を行います。まず番号1の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号2の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は、挙手をお願いします。

会長	全員挙手。 次に、番号３の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は、挙手をお願いします。
会長	全員挙手。 次に、番号４の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は、挙手をお願いします。
会長	全員挙手。 次に、番号５の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は、挙手をお願いします。
会長	全員挙手。 次に、番号６の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は、挙手をお願いします。
会長	全員挙手。 次に番号７の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は、挙手をお願いします。
会長	よって、議案第３２号「農地法第３条の規定による許可申請」のあった「所有権の移転」７件については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。
会長	次に、日程第６議案第３３号「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局および担当いただきました農業委員からそれぞれ説明をお願いします。

事務局	8 ページをお開きください。高島市農委議案第 3 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」9 ページをご覧ください。番号 1。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の 1 9 ページから 2 1 ページをご参照ください。本件は、琵琶湖岸に近い自己所有地にプライベートスペースを確保できる休憩所を設置するため、畑 1 筆を農地転用申請するものです。農地区分は、周辺が宅地化し住宅等が連たんしていることから、第 3 種農地と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えられます。周辺の被害防除については雨水は自然浸透とします。万一被害が生じた場合には、申請者が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。なお本件は、平成元年ごろに農地法の許可を得ずに休憩所、ウッドデッキを設置してしまい申し訳ない旨の顛末書が添付されています。農地法第 4 条第 2 項の一般基準の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
水口委員	3 番 水口です。ただ今事務局の説明のあったとおりでございます。みなさんご審議よろしく申し上げます。
事務局	番号 2。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の 2 2 ページから 2 4 ページをご参照ください。本件は、相続した土地を賃貸駐車場と一般住宅として利用するため、田 2 筆を農地転用申請するものです。農地区分は、都市計画区域の用途地域、第 1 種住居地域であるため第 3 種農地と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えられます。周辺の被害防除については、雨水は排水溝に放流します。万一被害が生じた場合には申請者が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。なお本件は、駅前区画整理事業後、申請人の父が転用許可が必要なことを知らずに、住宅を建て、また駐車場を設置しまったもので、今後はこのようなことがないよう事前に許可申請をする旨の顛末書が添付されています。農地法第 4 条第 2 項の一般基準の規定により審査したところ、必要書類は添付されており許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
前川委員	7 番前川です。ただ今事務局の方から説明のあったとおりです。議事案件資料集の写真を見てもらえばわかりますけれども、今津駅のちょうど西側に面している土地です。顛末案件ですけれどもよろしくお願いいたします。
事務局	番号 3。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の 2 4 ページから 2 6

	ページをご参照ください。本件は一般住宅として利用するため、田1筆を農地転用申請するものです。農地区分は、周りに住宅等があり住宅等が連たんしていることから第3種農地と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えられます。周辺の被害防除について、雨水は自然浸透とします。万一被害が生じた場合には、申請者が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。なお本件は、申請人の妹の義理の祖父が、転用許可が必要なことを知らずに、以前から一般住宅として利用しており、今後はこのようなことがないよう農地法を遵守する旨の顛末書が添付されています。農地法第4条第2項の一般基準の規定により審査したところ、必要書類は添付されており許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
高城委員	13番高城でございます。ただ今事務局の説明のとおりでございます。どうかよろしくお願いをいたします。
事務局	番号4。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の27ページから29ページをご参照ください。本件は、農作業の効率を高めるために必要な耕作道を設置しようと転用申請するものです。農地区分は、申請地からおおむね500メートル以内に教育施設、医療施設などが2施設以上あることから第3種農地と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えられます。周辺の被害防除について雨水は自然浸透とします。万一被害が生じた場合には、申請者が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。農地法第4条第2項の一般基準の規定により審査したところ、必要書類は添付されており許可基準を満たしていると考えます。工期は、今年6月中旬から7月下旬の予定です。以上でございます。
小島委員	16番小島です。この物件につきましては以前取得された物件でありまして、田んぼが寄田という感じでまとまっているんですが、耕作する進入路がないということで今回申請されました。現場も確認いたしましたが無問題だと判断しました。よろしくご審議願います。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第33号「農地法第4条の規定による許可申請について」審議に入ります。本件につきまして、ご意見やご質問はございましたらご発言ください。 (質疑・意見なし)

会長	それではご意見ないようですので、これより、議案第 33 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」採決を行います。まず番号 1 の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号 2 の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号 3 の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号 4 の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、議案第 33 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」申請のあった 4 件については、申請のとおり許可することに決定いたしました。
会長	次に、日程第 7、議案第 34 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局および担当いただきました農業委員からそれぞれ説明をお願いいたします。
事務局	10 ページをお開きください。高島市農委議案第 34 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」11 ページをご覧ください。番号 1。「所有権の移転」申請位置図等は、報告・議事案件資料集の 29 ページから 32 ページをご参照ください。本件は、譲受人が経営する会社の従業員駐車場が不足していることから、本社別館の増設を計画している土地に隣接する田 1 筆を売買により譲り受け、農地転用するものです。農地区分は、都

	市計画区域の用途地域、準工業地域であることから第3種農地と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えます。周辺の被害防除については、雨水排水は造成地西側および南側に設置する水路により、造成地南東にある普通河川へ放流します。万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。農地法の規定により審査したところ必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は、今年6月中旬から9月下旬の予定です。以上でございます。
地村委員	9番地村です。ただ今の事務局の説明どおりでございます。この農地の東側、写真見ていただきますと左側には譲受人の会社、本社があります。駐車場として転用したいということでございます。問題ないと判断します。よろしくご審議をお願いいたします。
事務局	番号2。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の32ページから35ページをご参照ください。本件は、譲受人が一般住宅と喫茶店舗を建築するため、妻の実家に隣接する畑1筆を売買により譲り受け、農地転用するものです。農地区分は、申請地は集落内で周辺に住宅があり住宅等が連たんしていることから第3種農地と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えます。周辺の被害防除については、雨水はU字溝を設置し道路側溝へ放流します。万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。なお譲渡人において、プレハブの物置およびコンテナ倉庫が設置され、平成24年ごろに農地法の手続きをしないまま譲受人が喫茶店に利用し今日に至っており、今後はこのようなことがないよう農地法を遵守する旨の顛末書を添付されています。農地法の規定により審査したところ必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は今年8月中旬から来年4月下旬の予定です。以上でございます。
地村委員	9番地村です。ただ今の事務局の説明どおりでございます。顛末案件でございますが、よろしくご審議をお願いします。
事務局	番号3から番号4は関連性がありますので、まとめて説明させていただきます。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の36ページから38ページをご参照ください。本件は、建設土木事業等を営む譲受人が田2筆を売買により譲り受け、工事車両置き場や碎石等の資材を置く資材置き場と

	して農地転用するものです。農地区分は、申請地は都市計画区域内の用途地域、第１種住居地域であることから第３種農地と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えます。周辺の被害防除について、雨水排水については北側および南側の道路側溝へ放流します。万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。農地法の規定により審査したところ必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は今年６月中旬から８月中旬の予定です。以上でございます。
山田委員	１４番山田です。申請内容につきましては、今事務局から詳細説明のあったとおりでございます。現地確認もいたしましたが特に問題はないと判断をいたしました。よろしくお願いいたします。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第３４号「農地法第５条の規定による許可申請」について審議を行います。本件について、ご意見、ご質問はございませんか。 （意見・質疑なし）
会長	よろしいですか、ご意見ないようでございますので、これより議案第３４号「農地法第５条の規定による許可申請について」採決を行います。 まず「所有権の移転」番号１の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号２の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号３の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 全員挙手。

会長	次に、番号４の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、議案第３４号「農地法第５条の規定による許可申請」のあった、「所有権の移転」４件については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。
会長	それでは、次の日程の議案説明のため、ここで農業政策課の職員が入室してまいります。 （農業政策課職員が入室）
会長	それでは、準備が整いましたので再開いたします。日程第８、議案第３５号「高島市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。まず、農業政策課より説明をいたします。
農業政策課	農業政策課南村と申します。私より農用地利用集積計画の決定についてご説明申し上げます。高島市農用地利用集積計画、令和５年６月２０日、滋賀県高島市。続いて農用地利用集積計画表は１４ページでございます。なお貸し手、借り手の住所、氏名等の読み上げについては割愛させていただきます。１．利用権設定について。利用権設定農用地は２筆、利用権設定面積は６，６８８平米でございます。内訳といたしまして、継続２筆、６，６８８平米です。利用権設定者は２名、農用地利用申出者は２名でございます。その他利用権設定各筆明細は１５ページのとおりでございます。農用地利用申出者２名はすべての農用地について効率的に耕作し、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の要件を満たしているものであります。以上、農用地利用集積計画の説明とさせていただきます。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第３５号「高島市農用地利用集積計画の決定について」審議を行います。１５ページ利用権設定各筆明細、「貸し手から借り手」番号１から番号２の案件について審議を行います。本件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。 （質疑・意見なし）

会長	質疑ないようでございますので、これより、利用権設定各筆明細「借り手から貸し手」番号 1 から番号 2 の案件について採決を行います。本件について、原案のとおり承認することに、賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、利用権設定各筆明細「貸し手から借り手」番号 1 から番号 2 の案件については、原案のとおり承認することに決定をいたしました。
会長	次に 日程第 9 議案第 3 6 号「農用地利用集積等促進計画（高島市）の作成について」を議題といたします。農業政策課より説明をいたします。
農業政策課	農用地利用集積等促進計画についてご説明申し上げます。農用地利用集積等促進計画につきましては今回が初めての案件になりますので、まずは制度の概要につきましてご説明させていただきます。 農用地利用集積等促進計画は令和 5 年 4 月施行の農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正により新たに作られた制度で、地域計画の達成にむけて中間管理機構を通じた農地等の賃貸借の権利設定を行うものです。農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を作成し滋賀県知事が認可の上、公告することで権利が設定されることとなっております。農地管理中間事業の推進に関する法律 1 9 条の第 3 項により、市町村等は前 2 項の規定による協力を行う場合において必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聞くものとするとありますことから、意見を求めるものであります。 では、農用地利用集積等促進計画の内容について説明させていただきます。農用地利用集積等促進計画、令和 5 年 7 月 3 1 日、滋賀県。農用地利用集積等促進計画は 1 8 ページのとおりでございます。こちらについても貸し手、借り手の住所、氏名等の読み上げについては割愛させていただきます。農用地利用集積等促進計画について、権利設定農用地は 6 3 筆、権利設定面積は 1 2 7, 1 9 4 平米。農地中間管理機構に権利の設定をする者は 2 3 名、権利の設定を受ける者は 3 名、その他農用地利用集積等促進計画は 1 9 ページから 2 1 ページのとおりでございます。以上で、農用地利用集積等促進計画についての説明とさせていただきます。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第 3 6 号「農用地利用集積等

会長	促進計画の作成について」審議を行います。 それでは、まず21ページ、農用地利用集積等促進計画、番号61の案件について審議を行います。法第31条第1項の規定により、■番 ■■■■■の退席を求めます。 (■■■■■ 退席)
会長	それでは本件につきまして、ご意見やご質問はございませんか。 (意見・質問なし)
会長	ご意見がないようでございますので、これより、番号61の案件について採決します。本件について、原案のとおり承認することに、賛成の方は、挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、農用地利用集積等促進計画、番号61の案件については、原案のとおり承認することに決定しました。 (■■■■■ 入場・着席)
会長	それでは続いて、19ページから21ページ、農用地利用集積等促進計画番号1から番号60、21ページ番号62から番号63の案件について、審議を行います。本件について、ご意見やご質問はございませんか。 はい、采野委員。
采野委員	5番采野です。この計画の中身がどうというわけではなくて、この制度の運用について、ちょっと私も勉強不足で確認したいので質問させていただきたいんですけども、今までやっていた高島市農用地利用集積計画と、今回出てきたこの中間管理機構に関連する農用地利用集積等促進計画というのは、地域計画の関係もあるのかもしれないですけど、しばらくはこれ市が2つこういうふうな感じで併用して行って、いずれこの高島市で地域計画ができた段階で、市の方は、農用地利用集積計画はなくなっていくんですか。そのあたりの運用の仕方とスケジュール感みたいなのを教えてい

農業政策課	ただけるとありがたいですけど。 私、農業政策課の小島と申します。この件につきましては私の方から説明させていただきます。これまでの利用集積計画は農業経営基盤強化促進法をもとにこれまで設定しておりまして、この5年4月に改正されたことから、これまでの利用集積計画は基本的に取り扱いはなくなりまして、今後はこちらの中間管理事業の推進に関する法律に伴う促進計画に基づいてすることになるんですけれども、経過措置としまして、地域計画の目標年度になっております来年度末までの間は、地域計画ができるまでの間はこれまでどおり利用権設定ができるというかたちになっておりますので、この2年間の間は混在するような形になるかなというふうに考えております。
采野委員	ありがとうございます。そうしたら、地域計画ができるまで2つ併行していくということなんですけれども、いずれ中間管理機構が、今日のこれ見てもわかるように、物納は基本的に一切認めていないので使用貸借権で出てきているんですけど、こうなったときに、農業委員会事務局として今まで指標みたいな出していた地代とかの部分の物納の部分ってわからなくなってくるんですよね、表立ったこういうものがないんで。事務局としても物納が何キロ、一反あたり何キロとみたいな参考的なものは、もう今後発表していかないというような考え方ですか。
事務局	お答えさせていただきます。利用促進計画につきましては、物納というものが今後2年間という期間の中で、それ以降は促進計画になるということになりますので、今後につきましては物納というのはあがってくるということとはなくなりますので、おそらく今の段階ではなくなってくるのかなということだと思います。以上です。
采野委員	わかりました。ありがとうございます、以上です。
会長	他にございませんか。はいどうぞ。松村委員。
松村委員	2番松村です。今の采野委員の質問、もう少しお聞きしたいんですけれども、農業政策課なり事務局の方の回答で、これ少なくとも促進計画としては第一発目という、ただいわゆる借受人の人にとってはこれたぶん初めてじゃないと思うんですよね。土地所有者の名前をずっと見てますと、た

	ぶん、前からしたやつを全部今回促進計画に切り替えたやつかなと。ただこれはちょっと気になるのは、全部使用貸借。使用貸借というのは基本的にただ貸しですよ。ただし賃借権と決定的に違うのは、一身専属権で期間が終わったら消滅するという権利なんですよ、使用貸借権は。賃借権は存続しますけれども。今回申請者が使用貸借権を選択したというのは、なにか市の行政指導があったのか、本人から申し出があったのか、物納いややからとりあえずただ貸しで行こうということを本人が申し込まれたのか。これが、いわゆる従前のやつがもし賃借権であれば、当然物納であれなんであれ、賃料は払っておられたと思うんですけどね。それが全部0になるということで、全部地主の方が納得しているのかどうか。もちろんこういう時代ですので、耕作さえしてもらえばいいということやと思うんですけども、そのへんの、どういったいきさつで使用貸借権が設定されたのか、もう少し掘り下げてお願いしたいのと、今回はこれ一発目ですので、当然地村副会長のやつは5年ですが、残り全部10年という期間で、次からは新規・継続の分類が当然出てくると思うんですけども、そういう形で次は出てくると。5年後、10年後には、そういう形で理解させてもらっていいんですね。
地村委員	すみません、1件■■■■■がありますんで。なんせ初めてなんです、これ。今までは■■■■■さんの田んぼ、利用権設定再びするという場合には一緒に5筆6筆ありましたんでやってましたんやけども、これだけを別ですよということで、さっぱりわからなかったです。農地集団化機構の方から送ってきました、資料が。もちろん市役所へ行って相談して、もうちょっと待っておくれやということで。そうしたら郵便で送ってきましてね、いつ何日までに提出してくれと、で、これに間に合ったと思うんですけど。いわゆる今まで農協の方でこの部分をですね、間に入ってもうてたんかな、いずれにしても僕も詳しいこと、もうひとつわからなかったんで、行政のおっしゃるとおりに送ってきて送り返して、今日入ったということで。ほ場整備された田んぼなんです、この田んぼはね。地域計画の関係もあるかもわかりませんが、そんな感じで今日議案にあがったということなんです。
農業政策課	使用貸借、借賃が0円になっている件についてなんですけれども、このことにつきましては、特段市の方からは指導とかはしたわけではございませんでして、相手方の申出書のなかで書かれていたものです。そのため、お互い所有者の方と耕作者の方で納得の上で出されてきたものと解釈して

会長	おります。あと期間につきましては、それぞれ存続期間、こちら各申出者の方が希望されている期間を記載させていただいているところがございます。以上です。 他ございませんか。 ちょっと、私から聞かせてもらってもよろしいですか。地域計画ということはこの場所はAさん、こっち側の列はBさんというふうに指定して、指定されている方が借受人であれば問題なしにパッと行きますけれども、Aさんのところの範囲に例えばCさんが来たら、その契約は成り立たんという話ですね。そうすると、現在基盤強化とか前の中間管理機構の賃借でやってるやつなんかがあって、期間が満了したときに、その指定されたところにたまたまAさんの指定のところにBさんがもってたら、これはAさんにいってしまうということになるんやね、話は。自動的に、そのへんの解釈はどう捉えているんですか。
農業政策課	お答えいたします。今後2年間で地域計画を作っていただいて、目標地図で今後将来的に、10年先、誰に耕作していただくか書いていただくことになっておりますので、これから先に今契約している期間が終わった場合は、その地域計画の目標地図に照らした相手方と賃貸借契約を結んでいただく形になります。以上です。
会長	なるんやけどね、そんなん地域計画成り立ちますか。10年後、今後10年以内に過去にしてきたやつが満了してくるのがいっぱい出てきますわね。2年間のうちに地域計画をつくっておいて、AさんBさんが指定されたところと同じぐらいの面積持っているやつらしいんやけど、偏ってきたときに、今までの認定農業者の借りはがしみたいな形が、言葉は悪いけどおこってくるんやな。そのことを十分に耕作者の方、認定農業者の方に説明をして、地域計画できるんですか。早いと3年後4年後にも満了するのがあって、双方の話し合いをして、要は地主と耕作者が話し合いをして賃料を決めて、やりましょうということなんですわね。耕作者も地主も今までどおりに継続をしたいと言ったときに、そこが違う人の地域計画エリアやったらそんなん有無なしにちがう別のところへ行ってしまうんやね、理屈的には。そういう考え方で整理するんですか。
農業政策課	制度を進めていくにあたって、なかなか難しいところはあるかもしれませんが、集落全体で話合ってください、今後どの農地をどの方に

会長	していくかというのは合意していただいたうえで目標地図を作っていただく形になると思いますので、この農地の賃貸借に当たっては、あくまで目標地図に合っているかどうかというのを、計画ができた後は照らして権利設定をしていくという形になります。 それ現実的にできるのかなというのが、県の中でも話がでていると思うんやけど、それでできますか。ある一定の要件を整えた場合には、市単位ぐらいの行政サイドで一部互換性を持たすことができるような話も出てるように聞いているんやけど、高島は地域計画を作るときに、はっきりと10年後にはここはAさん。10年後ということは10年以内にやわね。次に更新する時には、もうAさんに行ってしまうんやさかいに、その地域にあるのは。そうしたら、だいたい地域計画を作るときには、担い手さんが、一番ようけ持ってるところの人がそこへ入る、基本的には。そうしたらそれが80%ぐらい持っているんやといいけど、例えば60%ぐらいでAさんに指定されていて、あと30%ぐらいをBさんがもってて、更新がされたときにBさんのやつがみなAさんに行ってしまうとなったときに、Bさんの経営面積ががたと減る勘定になりますよね、こっちで増えるかもしれへんけど。一時的にそのへんがぎくしゃくするんやけど、そこまで十分説明した中で地域計画の作成に取り組んで行こうと思うと、なかなか担い手さん同士の地域合意というのが難しいんじゃないかなと思うんですけど、その辺は、えいやーで高島はやるつもりしてるんですか。 農業委員会は基本的な図面を、地図を描きなさいということなんやけど、その地図が描けるとこまでは農業政策課がしてくれはるんやね、話を。
農業政策課	地域計画の進め方に関しましては、県や農協、土地改良区、農業委員会の方と協議しながら今後進め方を検討していくとなっております。先ほど農地の賃貸借、上手いこといくんかという話はありませんけれども、一度作って10年後どうなっているか確かにわかりませんので、定期的な見直しもありますし、随時変更というやり方も今後検討していかなあかんかなと思っているところです。以上です。
会長	高島市はどこまで進んでるん、2年のうちにせんなんとなってる。1年目の2か月経過したんやけど。
農業政策課	直接の担当は別なので、ちょっとわかっている範囲になるんですけども、5月の下旬ごろに農事組合長の皆さんに「地域計画を作っていただく

	必要がある」という形で、アナウンスさせていただいております、今後広報たかしま等でも皆さんの方にお伝えさせていただき予定でございます。関係機関集まっての会議を3月と5月にさせていただきまして、今後どうやっていくのかということであったり、集落の相談に応じまして、各関係機関連携しながら、これから進めていきたいというふうに考えているところでございます。
日置委員	12番日置です。今の話なんですけどね、上安曇のほ場整備かかっているんですけども、今そういう関係で、今後10年間ぐらいの間にですね、過渡期と今2つの計画があつてね、現在、今耕作している人はそのままやってもらって、10年ぐらいしたら何も言わんと担い手の方に土地を渡すという計画を作っているんですけども、それで一応採択されているんで。というメリットというのがね、我々は集約集積によって無償のほ場整備を目指しているんでね、メリットはあつて。みんなそれで納得しているんですけどね。中間的なこういうふうな話になるとね、それによって現の耕作者と集積でもらう人のメリットがあるんですか。ないとそんなうまいかないと思うんですけどね、メリットがないと。我々メリットがあるからそれで納得もして取り組んだんですけどね、そこらどうなっているのかと思いますね。以上です。
農業政策課	地域計画を作ることのメリットということでよろしいですかね。メリットの前に、法律で作らなければならないとされているのが前提にあるんですけれども、今後いろんな機械購入の補助であつたりとか支援を受けようと思ったときに、地域計画が作られていることが前提の補助事業とかありますので、作られていないと補助事業が受けられないということもございまして、さきほどの集積、機構集積協力金とか一定の条件のもと担い手の方に集積、集約するともらえるような協力金というような制度もございまして。以上です。
日置委員	かなり無理があるところもあると思うんですけどね、我々仕方ないというとおかしいけども、それにのらないとほ場整備がすすまないの、それに取り組んだところでございます。以上です。
会長	ほ場整備ができてからはそれでいいんやけど、できるまでにその地域を決めたら、今作っているところが、例えば日置委員から他の人のとこに行く可能性もあるんですよ。それで最終的に土地改良ができたときに、土

日置委員	地改良でも半分したら、だいたいこのへんはAさん、このへんはBさんて決めはりますんやわな。 計画が決まって申請してるんです。今まだ過渡期でね、僕らの年代の人でかなりやっている人もあるんでね。その人らは10年ぐらいは、完成するまではそのまま作っていただいて、完成したら全部その担い手の人に渡すと。そのあとどうするのやという、本当にやる人はいないんですね全然。そっちの方が心配ですね。任されて、本当にやってくれるんかね。そんな状態ですね、今、現状は。以上です。
会長	趣旨はそのとおりやけど、なかなかそれを農業委員と最適化推進委員で推進するというのは非常に困難な仕事やなと、私は思ってるんやけど、どういう方向付けをつけるのかということをしとかんとね。10年後と言ってるけども、ここで改めて10年の契約をするんじゃなしに、もう2年したら変わらんなん人も出てくるんですわね場所を。5年しても変わらない人も出てくるんですわね。それでスムーズに動くんかねと、そのこのへんの説明をしっかりとしとかんと、10年後と言うとそんでいいわというけど、いやそうやなしに3年後、3年たったら、もうあなたあきませんわ、違う人が作りますよと、しっかりとそのへんの理解をしといていただかないと。そんなもん10年後やると、言われてもね。あきませんわね、この2年のうちに地域計画作ってしまったら3年目から発動するんやさかいに、それが。その時にトラブルが発生しやへんかなということを私は懸念しているだけだね。
日置委員	会長言わはるように、そんな問題がかなりありましてね、我々のところは、集落営農に取り組んで、そこで400反ぐらいの田を確保して、そこからはじき出された人は集落営農の田を優先的にやってもらおうと。そこで農地を確保しようという計画を持っておるんですけど。
会長	大規模で動かすところはそんでいいけど、現状の耕作条件をあまり変えずに場所を集約していくということが、そう軽々には、いかさんとあかんのかもしれませんけども、なかなか口で言うた程にはいかんかなという。しかしそれを農業委員とか最適化推進委員の方に推進していただかなければならんのですけども、実際にどういう切り口でいくのかということ、当然その地域の方が、農業委員であり最適化推進委員になりますのでね、そこまでできるかな、というところの懸念を持ってるので、ある一定のクッ

	ションが持てるのか持てないのか。法に書いてあるとおりでいくということなのかねということで、相当それぞれの担い手さんにわかりましたという了解を得とかんとね、そんなはずでなかったと後で言われたときに、地域計画が地域を分裂させる計画につながるかなという懸念もありますので、そのへんをしっかりと議論しておいていただいて、取り組まないと、現場は私たちが担う部分が、私は出てくると思ってますので、ただまとめたやつを地図に描くだけやったら簡単な話やと思うんですけど、まとめ役の一端を担わんなんとなるとどう解釈していったらいいんか。農業委員さんはそんなまとめ役はいりませんよ、と言ってもらえると何も申し上げることはないんですけど、組織としてどういう対応になるんかなと、ちょっと懸念材料やなと私は個人的に思ってますんで。以上です。 他何かございませんか。それでは、ご意見尽きたようでございますので、これより、農用地利用集積等促進計画 番号１から番号６０、番号６２から番号６３の案件について採決を行います。 本件について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、農用地利用集積等促進計画、番号１から番号６０、番号６２から番号６３の案件については、原案のとおり承認することに決定しました。
会長	次に、日程第１０議案第３７号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」を議題といたします。農業政策課より説明をお願いします。
農業政策課	農業政策課の大辻と申します。私の方から、農業経営改善計画の認定につきご意見を求めることにつきましてご説明申し上げます。２２ページをご覧ください。今回申請がありましたのは高島地域と今津地域で継続の方がそれぞれ１件ずつとなっております。それでは申請の内容につきましてご説明申し上げます。２３ページをご覧ください。まず番号１の■■■■さんの農業経営改善計画の概要でございます。■■■■さんの５年前の経営面積は１，０６０アールであり、これを１，１５０アールまで拡大する計画を立てられていました。現状は計画を上回る１，９６５アールとなり、今後も農地の交換等により農地の団地化を進め作業効率の向上を図ることで経営面積を２，０００アールまで拡大する計画を立てられております。ま

	た今後は、後継者とする予定である息子さんであったりお孫さんとともに、コスト管理にしっかり取り組まれ早生と晩生をバランスよく作付けする、作業分散させるなどにより、労働時間の適正管理に努めながら、収益の向上を図る計画を立てられておられます。 続きまして24ページをご覧ください。番号2の■■■■さんの農業経営改善計画の概要です。■■■■さんの5年前の経営面積は600アールであり、これを700アールまで拡大する計画を立てられていました。現在、農地の集約や団地化を進めている過程であり、現状は400アールとなっておりますけれども、今後も農地の交換等により団地化を進め作業効率を上げつつ経営面積を500アールまで拡大し、新たな品種を取り入れるなどの工夫により、収益を向上させる計画を立てられていらっしゃいます。以上の2件につきましては、農業政策課におきまして慎重に聞き取りをして内容を審査しておりますこと、各関係機関から同意をいただいていますことを申し添えます。以上、農業経営改善計画の認定につき、意見を求めることについての説明とさせていただきます。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第37号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」審議を行います。本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	よろしいですか。それではご意見がないようでございますので、これより、番号1、番号2の案件について採決を行います。まず、番号1の案件について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号2の案件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」番号1、番号2の案件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

会長	続きまして、日程第 11、議案第 38 号「高島農業振興地域整備計画の変更協議につき意見を求めることについて」を議題といたします。 農業政策課より説明をいたします。
農業政策課	農業政策課の飯田と申します。私より農業振興地域整備計画の変更協議につき意見を求めることにつきましてご説明申し上げます。 まず、農用地区域を除外する土地につきましてご説明申し上げます。 番号 1 でございます。27 ページおよび 30 ページから 38 ページをご覧ください。高島地域における農業振興地域整備計画の変更でございます。除外する土地は田 722 平方メートルでございます。事業者、土地所有者につきましては 30 ページの調整調書記載のとおりでございます。整備内容につきましては、駐車場の整備を野田において行うものでございます。位置図は報告議事案件資料集 38 ページから 39 ページを合わせてご覧ください。転用予定者の現駐車場の隣地に駐車場を整備するものでございます。現駐車場は土地所有者への返却を求められており、近くで駐車場が必要であることから設置場所を検討した結果、隣接している当該地になったものでございます。法第 13 条第 2 項の規定に基づき、除外が適当であるか検討させていただいたところ、申し出の土地は、規模、条件等から見ても最も適した土地で代替すべき土地もなく、また農業上の効率的な利用にも支障なく農地の集団化、農業の効率性等利用上の支障はないと認められることなどから要件を満たしており、やむを得ないものと判断いたしました。 続きまして、番号 2 でございます。28 ページおよび 39 ページから 47 ページをご覧ください。安曇川地域における農業振興地域整備計画の変更でございます。除外する土地は畑 554 平方メートルでございます。事業者、土地所有者につきましては 39 ページの調整調書記載のとおりでございます。整備内容につきましては、資材置場の整備を安曇川町北船木において行うものでございます。位置図は報告議事案件資料集 40 ページから 41 ページを合わせてご覧ください。転用予定者の自己所有地に資材置場を整備するものでございます。現資材置場は土地所有者への返却を求められており、近くで資材置場が必要であることから設置場所を検討した結果、隣地の当該地になったものでございます。法第 13 条第 2 項の規定に基づき、除外が適当であるか検討させていただいたところ、申し出の土地は、規模、条件等から見ても最も適した土地で、代替すべき土地もなく、また農業上の効率的な利用にも支障なく農地の集団化、農業の効率性等利用上の支障はないと認められることなどから要件を満たしており、やむを

	得ないものと判断いたしました。以上、番号１、番号２につきましては、市役所内、農協等の関係部局におきましても除外することについてやむなしという判断をいただいております、また、滋賀県高島農業農村振興事務所より、事前の協議の結果、変更内容は適当であると認められております。 続きまして、農用地域に編入する土地につきましてご説明申し上げます。番号１でございます。２９ページおよび４８ページから５２ページをご覧ください。今津地域における農業振興地域整備計画の変更でございます。編入する土地は田３，４７６平方メートルでございます。事業者、土地所有者につきましては４８ページの調整調書に記載のとおりでございます。整備内容につきましては、ほ場整備による水田、農道、用排水路の整備を今津町日置前において行うものでございます。位置図は報告議事案件資料集４２ページから４６ページを合わせてご覧ください。申し出の土地は、農業生産基盤整備事業の実施を計画しており、編入後の農用地域と事業区域が一致していることから、編入の規模は適当であると認められます。また、法１０条第２項第２号に定める土地改良事業で、農業用排水路施設の新設、区域整理、農用地の造成等の施工にかかる区域内にある土地に該当し、農業振興地域における農業生産の基盤の保全整備および開発の見地から、新たに農用地域として指定するものでございます。市役所内、農協等関係部局におきましても編入することについて同意をいただいております。また、滋賀県高島農業農村振興事務所より、事前の協議の結果、変更内容は適当であると認められております。このたび、農業振興地域の整備に関する法施行規則第３条の２の規定に基づき、農業委員会の意見を聞くものとするとしてされておりますことから、農業委員会総会におきましてご意見をお伺いするものでございます。以上、私の説明とさせていただきます。
会長	以上で説明が終わりました。 これより、議案第３８号「高島農業振興地域整備計画の変更協議につき意見を求めることについて」審議を行います。 本件について、ご意見やご質問はございませんか。はい、松村委員。
松村委員	２番松村です。編入案件、日置前のやつですけれども、全部現況は農地で問題はないと思うんですけれども、日置前のほ場整備というのはどれぐらいのエリアでほ場整備を計画されているのか、東側の北仰はもうほ場整備は完了されてますし、西の方へ行ったら、そこもほ場整備完了されていきますので、県営なのか団体なのか、国補の規模のほ場整備を改良区の方で

農業政策課	計画されているのか、そのへんがもしわかればお願いをしたいなと思います。 お答えいたします。今回土地改良区の方から申請書に基づきまして、記載されている計画につきましては、今津東土地改良区、広くほ場整備の計画を検討されておりますが、こちらの方にご提出いただきましたものにつきましては、この平ヶ崎工区のもので、計画についてこちらの方に資料をいただいておりますので、今正式に頂いているものにつきましては、この平ヶ崎工区のものでございます。またほ場整備をするにあたりまして、今この現在白地の一部分につきまして、そこも併せてほ場整備をする必要があることから、青地でないとほ場整備ができないということでございますので、今回白地の部分を編入して青地にされるというものでございます。以上でございます。
松村委員	わかりました。ただ平ヶ崎工区というのは、どれくらいの規模を今回計画されているんですか。 (委員の声あり)
会長	平ヶ崎は一部が東部に入っていて、一部は淡海に入っているんです、集落から上は淡海、旧の161号線をはさんだところは東部というのが、だいたい平ノ前やったかな、が東部です。この赤の印が2つあるところの右側はもうすでにそれで土地改良ができているとこなんです。東部大きいので集落単位ぐらいで工区を作っていて、というのが東部土地改良区やな。 (委員の声あり)
松村委員	聞きたかったのはね、今日の資料集の50ページの地図を見てもらったらわかると思うんですけど、平ヶ崎、北小学校、バイパスのとはずっとほ場整備で、この昔から問題になっているのは、ぐにやぐにや曲がってるこの川なんですよ。前回のほ場整備の時にまっすぐつけたかったのが、これができなかったという、曰く因縁付きの川なんですよね。このへんも、今回なぶる計画はあるんですか。前からこの川、もう少し手を入れたかったということで、当初、前回のほ場整備の時に私も県庁の方で農振の整備区画やったときに、この川、まっすぐいかんのかいなという話をしたんですが、これしか最終的に地権者の同意が取れなかったという曰く因縁付き

会長	の川なんですよ、これ。 えご 上郷川ですか。そこは、しかし上郷川には接してない。
松村委員	確か、上郷川までかかってやるのかね、旧国道から西側だけなのか。 (委員の声あり)
松村委員	上郷川はぐにゃぐにゃ曲がってるんで水利が悪いんですわ。排水も悪いし。４０年近い前の話ですけどね、この川もうちょっとまっすぐいのかんのかいなという話で、結局これで収まったという経緯があるんです。
会長	上郷川は平ヶ崎から北側へふって行って構へ落とすのと、構へ落として北仰、桂へまわす分と、それから平ヶ崎のもうちょっと北へ引っ張って行って、学校の南べら流れている川と北側流れている川と枝がいっぱい分かれてるんやね、下まで行くと。 (委員の声あり)
松村委員	もう一点、農村整備課はたぶんつかんでいると思うんですけども、平ヶ崎のこのへん、公図と地番があっていない地域なんですね。地籍でだいぶ修正したんですわ。全部直りきってないと聞いているんです。
会長	一部はあるように聞いています、私もよその集落で詳しくは知りませんが、概ねのところは国土調査法第１９条になってるはずですよ。
松村委員	なってますけど、まだ一部、公図と現地が合わない、地番が合わないというところが残っている。前はけたたましく合っていなかったのを地籍で直して。
会長	あれ、どっかの家の境界が定まらなかったら、その周辺はできませんよね。
松村委員	できません。そういうところが残っていると思うので、その辺は農村整備課つかんでいると思うんですけども、このへん地番をふる時にかなりややこしい手続きが要りますので、そのへん農村整備課と十分農業政策課と

会長	協議をお願いしたいなと思います。すみません、以上です。
会長	他にご意見、ご質問はございませんか。 それでは、ご意見尽きたようでございますので、これより、議案第 38 号「高島農業振興地域整備計画の変更協議につき意見を求めることについて」採決を行います。
会長	本件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、「高島農業振興地域整備計画の変更協議につき意見を求めることについて」は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。
会長	以上をもちまして、本日予定しておりました議事日程については、全て終了とさせていただきます。 (午後 3 時 20 分 議事終了)

上記の会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容が真正であることを証するため、ここに署名する。

会 長 _____

議事録署名委員 18番 _____

議事録署名委員 19番 _____